

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
案 新旧対照条文 目次

○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）（抄）（第二条関係）	2
○ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第七号）（抄）（第三条関係）	14
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第四条関係）	17
○ 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）（第五条関係）	19
○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）	20
○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）（第六条関係）	21
○ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）（抄）（第六条関係）	23
○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄）（第六条関係）	27
○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号）（抄）（第六条関係）	28
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第六条関係）	29
○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）（抄）（第六条関係）	32
○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第七条関係）	33
○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成十九年政令第十一号）（抄）（第八条関係）	37
○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）（抄）（第九条関係）	39
○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十四号）（抄）（第十条関係）	40
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第十一条関係）	41
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第十二条関係）	45
○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）（第十三条関係）	53

○ 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）（第十四条関係）	54
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（附則第三条関係）	57
○ 国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）（抄）（附則第四条関係）	58

○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消費者庁長官に委任されない権限） 第四十条 法第八十条第三項（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。）の政令で定める権限は、法第八十条第一項、第十二条（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三項、第十四条、第十八条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三項、第十九条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項及び第三項（これらの規定を平成七年改正法附則第二条の二第五項及び第二条の三第六項において準用する場合を含む。）並びに第四項並びに第七十八条第一項並びに平成七年改正法附則第二条の二第一項の規定による権限とする。</p>	<p>（消費者庁長官に委任されない権限） 第四十条 法第八十条第三項の政令で定める権限は、法第十九条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項及び第三項並びに第七十八条の規定による権限とする。</p>

改正案	現行
<p>（専用水道の基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第五条 法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）。</p> <p>二 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）。</p> <p>三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を</p>	<p>（専用水道の基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第五条 法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学科若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学科及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学</p>

修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

五 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

七 十年以上水道等の工事に關する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に關する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

八 国土交通省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第一号中「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に關する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六月以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者

の前期課程にあつては、修了した後）、五年以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者

（新設）

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者

（新設）

五 十年以上水道の工事に關する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

「と、同項第二号中「四年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第五号中「七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第六号中「八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第七号中「十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六条（略）
（給水装置の構造及び材質の基準）

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。

3 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しよ

第六条（略）
（給水装置の構造及び材質の基準）

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

（新設）

4 | うとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。
環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第二項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

(水道技術管理者の資格)

第七条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 第五条第一項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 第五条第一項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 (略)

(新設)

(水道技術管理者の資格)

第七条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 第五条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

二 第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 (略)

四 国土交通省令・環境省令の定めるところにより、前三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道等又は一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」と、「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(業務の委託)

第九条 法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ・ロ (略)

ハ その他国土交通省令で定める事項

(国庫補助)

第十二条 法第四十四条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき国土交通大臣が定める基準によつて算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として国土交通大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。

2 (略)

四 厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(業務の委託)

第九条 法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ・ロ (略)

ハ その他厚生労働省令で定める事項

(国庫補助)

第十二条 法第四十四条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき厚生労働大臣が定める基準によつて算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として厚生労働大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。

2 (略)

(都道府県の処理する事務)

第十四条 水道事業（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3 給水人口が五万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る。）又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更を要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十条第一項又は第三十条第一項の規定による国土交通大臣の

(都道府県の処理する事務)

第十四条 水道事業（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3 給水人口が五万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る。）又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更を要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十条第一項又は第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の

権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

4 次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上であるときは、この限りでない。

一〇五 (略)

5 前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

6 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると国土交通大臣が認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

7 前項の場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

8 環境大臣は、水道により供給される水の品質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第六項の規定に基づき、同項に規定する都道府県知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。

(指定都道府県の処理する事務)

第十五条 次に掲げる国土交通大臣の権限に属する事務は、指定都

権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

4 次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上であるときは、この限りでない。

一〇五 (略)

5 前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

6 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

7 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(新設)

(指定都道府県の処理する事務)

第十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都

道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

一 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるもの）に限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）

二 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業であるもの）に限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）に関する法第四十二条第一項及び第三項（当該指定道府県が当事者である場合を除く。）の規定による国土交通大臣の権限に属する事務

三 一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事業を営業者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるもの）に限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定道府県が経営するものを除く。）に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む

道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

一 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるもの）に限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）

二 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業であるもの）に限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）に関する法第四十二条第一項及び第三項（当該指定道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務

三 一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事業を営業者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるもの）に限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定道府県が経営するものを除く。）に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む

。並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。）

四 次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務

イ（ハ）（略）

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定都道府県の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する国土交通大臣が行つた認可等の処分その他の行為又は現に国土交通大臣に対して行つてゐる認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行つた認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行つた認可等の申請その他の行為とみなす。

4 国土交通大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「国土交通大臣」とあるのは「指定都道府県の知事」と、「当該指定都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と読み替へるものとする。

6 第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る国土交通大臣に関する規定は、指

。並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。）

四 次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務

イ（ハ）（略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定都道府県の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する厚生労働大臣が行つた認可等の処分その他の行為又は現に厚生労働大臣に対して行つてゐる認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行つた認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行つた認可等の申請その他の行為とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都道府県の知事」と、「当該指定都道府県の知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとする。

6 第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、指

定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。

7 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると国土交通大臣が認めるときは、国土交通大臣又は指定都道府県の知事が行うものとする。

8 前項の場合において、国土交通大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

9 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

10 環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しを行うことを求めることができる。

11 環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第七項の規定に基づき、同項に規定する指定都道府県の知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。

別表（第十二条関係）

一	水源開発施設（水道の水源地の開発の用に供するダム、堰、水路及び海水淡水化施設並びにこれらの施設と密	三分の一（用水単価及び資本単価が国土交通大臣が定める額以上の水道事業又は
---	---	--------------------------------------

定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。

7 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が行うものとする。

8 前項の場合において、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

別表（第十二条関係）

一	水源開発施設（水道の水源地の開発の用に供するダム、堰、水路及び海水淡水化施設並びにこれらの施設と密	三分の一（用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は
---	---	--------------------------------------

三	二	
<p>(略)</p>	<p>法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が国土交通大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用</p>	<p>接な関連を有する施設をいう。以下同じ。）であつて、用水単価及び資本単価が国土交通大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用</p> <p>水道用水供給事業にあつては二分の一）</p>
<p>財政力指数が国土交通大臣が定める数値を超える市町村にあつては、四分の一（単位管延長が国土交通大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四、単位管延長が当該数値</p>	<p>(略)</p>	
三	二	
<p>(略)</p>	<p>法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用</p>	<p>接な関連を有する施設をいう。以下同じ。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用</p> <p>水道用水供給事業にあつては二分の一）</p>
<p>財政力指数が厚生労働大臣が定める数値を超える市町村にあつては、四分の一（単位管延長が厚生労働大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四、単位管延長が当該数値</p>	<p>(略)</p>	

<p>備考 この表における「用水単価」、「資本単価」、「財 力指数」及び「単位管延長」については、国土交通大臣の 定めるところによる。</p>	<p>未満であつて国土交 通大臣が別に定める 数値以上の水道施設 にあつては三分の一 、その他の市町村 にあつては、三分の 一（単位管延長が国 土交通大臣が定める 数値以上の水道施設 にあつては十分の四</p>
<p>備考 この表における「用水単価」、「資本単価」、「財 力指数」及び「単位管延長」については、厚生労働大臣の 定めるところによる。</p>	<p>未満であつて厚生労 働大臣が別に定める 数値以上の水道施設 にあつては三分の一 、その他の市町村 にあつては、三分の 一（単位管延長が厚 生労働大臣が定める 数値以上の水道施設 にあつては十分の四</p>

改正案	現行
<p>（公共土木施設）</p> <p>第一条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 水道 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（緊要な災害復旧事業）</p> <p>第七条の二 法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一条第一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業</p> <p>イ 八（略）</p> <p>ニ 河川の埋塞で流水のそ通を著しく阻害するもの</p> <p>ホ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 第一条第三号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業</p> <p>イ（略）</p>	<p>（公共土木施設）</p> <p>第一条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（緊要な災害復旧事業）</p> <p>第七条の二 法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一条第一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業</p> <p>イ 八（略）</p> <p>ニ 河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの</p> <p>ホ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 第一条第三号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業</p> <p>イ（略）</p>

ロ 流路工若しくは床止めの埋塞又は天然の河岸の埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

四 (略)

五 第一条第五号の公共土木施設について、当該施設的全壊若しくは欠壊、埋塞又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

六・七 (略)

八 第一条第八号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ・ロ (略)

ハ 港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えて

ニ・ホ (略)

九 第一条第九号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ・ロ (略)

ハ 漁港の埋塞で漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えて

ニ (略)

十 第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ 取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

ロ 浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

ハ 送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

十一 第一条第十一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ 排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋塞で下水の

ロ 流路工若しくは床止めの埋そく又は天然の河岸の埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

四 (略)

五 第一条第五号の公共土木施設について、当該施設的全壊若しくは欠壊、埋そく又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

六・七 (略)

八 第一条第八号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ・ロ (略)

ハ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えて

ニ・ホ (略)

九 第一条第九号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ・ロ (略)

ハ 漁港の埋そくで漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えて

ニ (略)

(新設)

十 第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ 排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の

十一 第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいづれか一によつて必要を生じた事業

イ 排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の

排除を著しく阻害するもの

ロ 処理施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋塞で下水の処理に重大な支障を与えるもの

十二 第一条第十二号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

(権限の委任)

第十五条 (略)

2 法第七条に規定する主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限(工事費の決定で国土交通省令で定めるものに限る。)で、第一条第一号、第二号(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域並びに海岸法第五条第四項及び第三十七条の三第二項の規定により港湾管理者の長が管理する区域に関するものを除く。)、第三号、第五号から第七号まで及び第十号から第十二号までに規定する公共土木施設に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

の排除を著しく阻害するもの

ロ 処理施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の処理に重大な支障を与えるもの

十一 第一条第十一号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

(権限の委任)

第十五条 (略)

2 法第七条に規定する主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限(工事費の決定で国土交通省令で定めるものに限る。)で、第一条第一号、第二号(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域並びに海岸法第五条第四項及び第三十七条の三第二項の規定により港湾管理者の長が管理する区域に関するものを除く。)、第三号、第五号から第七号まで、第十号及び第十一号に規定する公共土木施設に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

改正案	現行
<p>第四条 法第十三条第四項の規定による同意は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、<u>農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令</u>で定めるものをいう。）により行わなければならないものとする。</p> <p>第五十三条 水道に係る法第三十五条の規定による補助金の額は、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供し、又は供しようとしていた者について第三十条第一項から第三項まで又は第三十二条第一項の規定により算出した額（第三十条第二項又は第三十二条第一項の規定により算出した額にあつては、<u>国土交通大臣</u>が財務大臣と協議して定める額に限る。）から当該補助金の交付の決定の日までに本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費につき生ずる第二十九条の利息以外の利息の額を控除した額を基礎とし、<u>国土交通大臣</u>が財務大臣と協議して定める基準により算定した額を合算した額の三分の一の額とする。ただし、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供する者につき、その者の負担すべき同項の負担金を減ずる必要があると認められる特別の事情がある場合は、二分の一の額とする。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 前各項に規定する補助金の交付の方法は、第一項に規定する補助金に係るものにあつては<u>国土交通大臣</u>、第二項に規定する補助金に係るものにあつては<u>経済産業大臣</u>、第三項から前項までに規定する補助金に係るものにあつては<u>農林水産大臣</u>が定める。</p> <p>（主務大臣等）</p>	<p>第四条 法第十三条第四項の規定による同意は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、<u>厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令</u>で定めるものをいう。）により行わなければならないものとする。</p> <p>第五十三条 水道に係る法第三十五条の規定による補助金の額は、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供し、又は供しようとしていた者について第三十条第一項から第三項まで又は第三十二条第一項の規定により算出した額（第三十条第二項又は第三十二条第一項の規定により算出した額にあつては、<u>厚生労働大臣</u>が財務大臣と協議して定める額に限る。）から当該補助金の交付の決定の日までに本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費につき生ずる第二十九条の利息以外の利息の額を控除した額を基礎とし、<u>厚生労働大臣</u>が財務大臣と協議して定める基準により算定した額を合算した額の三分の一の額とする。ただし、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供する者につき、その者の負担すべき同項の負担金を減ずる必要があると認められる特別の事情がある場合は、二分の一の額とする。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 前各項に規定する補助金の交付の方法は、第一項に規定する補助金に係るものにあつては<u>厚生労働大臣</u>、第二項に規定する補助金に係るものにあつては<u>経済産業大臣</u>、第三項から前項までに規定する補助金に係るものにあつては<u>農林水産大臣</u>が定める。</p> <p>（主務大臣等）</p>

第五十五条 (略)

2 法第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する主務大臣は、当該業務の目的に従つて、当該業務の対象となる施設ごとに、農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

第五十五条 (略)

2 法第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する主務大臣は、当該業務の目的に従つて、当該業務の対象となる施設ごとに、厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

改 正 案	現 行
<p>2 （略） 環境省 国土交通省 経済産業省 水産庁 林野庁 農林水産省</p> <p>五 水調査及び水調査の基準の設定のための調査 （削る） 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 国土交通省</p>	<p>2 （略） 国土交通省 経済産業省 水産庁 林野庁 農林水産省 厚生労働省</p> <p>五 水調査及び水調査の基準の設定のための調査 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 国土交通省</p> <p>四 土地分類調査及び土地分類調査の基準の設定のための調査 （削る） 厚生労働省 農林水産省 林野庁 経済産業省 国土交通省</p> <p>一～三 （略）</p> <p>第三条 法第二条第七項の規定による国の機関は、次のとおりとする。 （国土調査を行う国の機関）</p>

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第十一条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
(略)	厚生労働大臣	(略)	薬事審議会
(略)	厚生労働大臣	(略)	薬事・食品衛生審議会

○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）（第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行																	
<p>（特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会） 第七条（略）</p> <p>2 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十九條第五項又は第四十一條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会） 第七条（略）</p> <p>2 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十九條第五項又は第四十一條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																	
<p>3 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十九條第五項又は第四十一條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>薬事審議会</td> </tr> </table>	（略）	（略）	厚生労働大臣	薬事審議会	<table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>薬事・食品衛生審議会</td> </tr> </table>	（略）	（略）	厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会	<p>3 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十九條第五項又は第四十一條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>								
（略）	（略）																		
厚生労働大臣	薬事審議会																		
（略）	（略）																		
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会																		
<table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>薬事審議会</td> </tr> </table>	（略）	（略）	厚生労働大臣	薬事審議会	<table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>薬事・食品衛生審議会</td> </tr> </table>	（略）	（略）	厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会	<table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>薬事・食品衛生審議会</td> </tr> </table>	（略）	（略）	厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会	<table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>薬事・食品衛生審議会</td> </tr> </table>	（略）	（略）	厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
（略）	（略）																		
厚生労働大臣	薬事審議会																		
（略）	（略）																		
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会																		
（略）	（略）																		
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会																		
（略）	（略）																		
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会																		

2 (略)	(略)	(略)	<p>(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会) 第十三条 法第百十六条第四項及び第百二十条第四項の審議会等で 政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ 同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	(略)
	厚生労働大臣	薬事審議会		(略)
	(略)	(略)		(略)

2 (略)	(略)	(略)	<p>(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会) 第十三条 法第百十六条第四項及び第百二十条第四項の審議会等で 政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ 同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	(略)
	厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会		(略)
	(略)	(略)		(略)

<p>は主と もの又 紙製の として ち、主 （のう いう。 もの になる に不要 た場合 離され 品と分 当該商 、又は 消され 品が費 当該商 つて、 装であ 及び包 の容器 （商品 器包装 装（容 器包装 容器包 六 特定 （略）</p>	<p>四 その事業（厚生労働大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>薬事審議会</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第五（第五条、第十八条、第三十一条関係）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>は主と もの又 紙製の として ち、主 （のう いう。 もの になる に不要 た場合 離され 品と分 当該商 、又は 消され 品が費 当該商 つて、 装であ 及び包 の容器 （商品 器包装 装（容 器包装 容器包 六 特定 （略）</p>	<p>四 その事業（厚生労働大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>薬事・食品衛生審議会</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第五（第五条、第十八条、第三十一条関係）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

別表第八（第十九条—第二十一条、第二十九条、第三十一条関係）

(略)	してプ ラスチ ック製 のもの をいい 、飲料 、特定 調味料 又は酒 類を充 てんす るため のポリ エチレ ンテレ フタレ ート製 容器そ の他主 務省令 で定め るもの を除く 。以下 この項 におい て同じ)
(略)	
(略)	

別表第八（第十九条—第二十一条、第二十九条、第三十一条関係）

(略)	してプ ラスチ ック製 のもの をいい 、飲料 、特定 調味料 又は酒 類を充 てんす るため のポリ エチレ ンテレ フタレ ート製 容器そ の他主 務省令 で定め るもの を除く 。以下 この項 におい て同じ)
(略)	
(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
器 泡発生 電気気	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	二十八	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	療器 電気治	二十七
家庭用 電気治	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	シ器	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	電気マ ッサー	二十六
注入器	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	医薬品	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	注射器	二十五
血圧計	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	二十四	(略)	薬事審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	血圧計	二十四

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
器 泡発生 電気気	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	二十八	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	療器 電気治	二十七
家庭用 電気治	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	シ器	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	電気マ ッサー	二十六
注入器	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	医薬品	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	注射器	二十五
血圧計	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	二十四	(略)	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	血圧計	二十四

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄）（第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等） 第七条 法第七条の七第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる容器包装多量利用事業者が行う事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>					
（略）	厚生労働大臣の所管に属する事業	（略）	（略）	厚生労働大臣の所管に属する事業	（略）
（略）	薬事審議会	（略）	（略）	薬事・食品衛生審議会	（略）

○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百二十八号）（抄）（第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">厚生労働大臣 （略）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">薬事審議会 （略）</td> </tr> </table>	厚生労働大臣 （略）	薬事審議会 （略）
厚生労働大臣 （略）	薬事審議会 （略）		
現 行	<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">厚生労働大臣 （略）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">薬事・食品衛生審議会 （略）</td> </tr> </table>	厚生労働大臣 （略）	薬事・食品衛生審議会 （略）
厚生労働大臣 （略）	薬事・食品衛生審議会 （略）		

改正案	現行
<p>（外国医薬品等の輸入の許可を受けた者に義務として課すること ができる措置等）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条の規定は、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第十四条の三第一項の規定により輸入される医薬品、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の八第一項の規定により輸入される医療機器若しくは体外診断用医薬品又は法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第一項の規定により輸入される再生医療等製品について準用する。この場合において、同令第七十五条第二項中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「とあるのは「厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて」とあるのは「厚生労働大臣が」と、「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは」と、同条第五項中「第十四条の二の二第一項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による第十四条若しくは第十九条の二」とあり、及び「第十四条の二の二第一項又は第十四条の三第一項の規定による第十四条又は第十九条の二」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する第十四条の三第一項の規定による第十四条」と、「第二十三条の二の六の二第二項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第二十三条の二の八第一項（第</p>	<p>（外国医薬品等の輸入の許可を受けた者に義務として課すること ができる措置等）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条の規定は、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第十四条の三第一項の規定により輸入される医薬品、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の八第一項の規定により輸入される医療機器若しくは体外診断用医薬品又は法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第一項の規定により輸入される再生医療等製品について準用する。この場合において、同令第七十五条第二項中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「とあるのは「厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて」とあるのは「厚生労働大臣が」と、「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは」と、同条第五項中「第十四条の二の二第一項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による第十四条若しくは第十九条の二」とあり、及び「第十四条の二の二第一項又は第十四条の三第一項の規定による第十四条又は第十九条の二」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する第十四条の三第一項の規定による第十四条」と、「第二十三条の二の六の二第二項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第二十三条の二の八</p>

する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十二條第二項において読み替えて準用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」と、同条第十三項中「第十四條の二の二第一項（第十九條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四條の三第一項（第二十條第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二條第一項において読み替えて準用する第十四條の三第一項」と、「第十四條若しくは第十九條の二」とあるのは「第十四條」と、「第二十三條の二の六の二第二項（第二十三條の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の二の八第一項（第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第九十二條第一項において読み替えて準用する第二十三條の二の八第一項」と、「第二十三條の二の五若しくは第二十三條の二の十七」とあるのは「第二十三條の二の五」と、「第二十三條の二の六の二第二項（第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の二十八第一項（第二十三條の四十第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第九十二條第一項において読み替えて準用する第二十三條の二十八第一項」と、「第二十三條の二十五若しくは第二十三條の三十七」とあるのは「第二十三條の二十五」と読み替えるものとする。

の措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十二條第二項において読み替えて準用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」と、同条第十三項中「第十四條の二の二第一項（第十九條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四條の三第一項（第二十條第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二條第一項において読み替えて準用する第十四條の三第一項」と、「第十四條若しくは第十九條の二」とあるのは「第十四條」と、「第二十三條の二の六の二第二項（第二十三條の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の二の八第一項（第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第九十二條第一項において読み替えて準用する第二十三條の二の八第一項」と、「第二十三條の二の五若しくは第二十三條の二の十七」とあるのは「第二十三條の二の五」と、「第二十三條の二の六の二第二項（第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の二十八第一項（第二十三條の四十第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第九十二條第一項において読み替えて準用する第二十三條の二十八第一項」と、「第二十三條の二十五若しくは第二十三條の三十七」とあるのは「第二十三條の二十五」と読み替えるものとする。

○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
2 (略)	厚生労働大臣 (略)	厚生労働大臣 (略)
<p>（多量排出事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等） 第十七条 法第四十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、 次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げると おりとする。</p>		<p>（多量排出事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等） 第十七条 法第四十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、 次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げると おりとする。</p>
<p>医療業にあつては社会保障審議会、医薬品製 造業にあつては薬事審議会、その他の厚生労 働大臣の所管に属する事業にあつては産業構 造審議会及び中央環境審議会</p>		<p>医療業にあつては社会保障審議会、医薬品製 造業にあつては薬事・食品衛生審議会、その 他の厚生労働大臣の所管に属する事業にあつ ては産業構造審議会及び中央環境審議会</p>

改正案	現行
<p>（国の負担又は補助の割合の特例等） 第三十二条（略） 255（略）</p> <p>6 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき沖縄県に負担させる法第九十四条第七項の負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該事業に要する費用の額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第二項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。次項第二号において「農林水産大臣が定める額」という。）を除く。以下この項において同じ。）の百分の十に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第三条に規定する資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額を超える場合においては、当該資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額の百分の十に相当する額）とする。</p> <p>7 法第九十四条第七項ただし書の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。 一・二（略）</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例等） 第三十二条（略） 255（略）</p> <p>6 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき沖縄県に負担させる法第九十四条第八項の負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該事業に要する費用の額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第二項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。次項第二号において「農林水産大臣が定める額」という。）を除く。以下この項において同じ。）の百分の十に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第三条に規定する資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額を超える場合においては、当該資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額の百分の十に相当する額）とする。</p> <p>7 法第九十四条第八項ただし書の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。 一・二（略）</p>

(沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等)
第三十二条の二 法第九十五条第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの
イ ホ (略)

ヘ ト (略)

六 七 (略)

八 次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めるもの
イ ホ (略)

ヘ 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの

- ト タ (略)
- レ イからタまでに掲げるもののほか、イからタまでに掲げる事業又は事務と一体となつてその効果を増大させるため実施される事業又は事務

別表第一(第三十二条関係)

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合
(略)	(略)	(略)

(沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等)
第三十二条の二 法第九十五条第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの
イ ホ (略)

ト チ (略)

六 七 (略)

八 次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めるもの
イ ホ (略)

(新設)

ヘ ヨ (略)

- タ イからヨまでに掲げるもののほか、イからヨまでに掲げる事業又は事務と一体となつてその効果を増大させるため実施される事業又は事務

別表第一(第三十二条関係)

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合
(略)	(略)	(略)

十

水道

水道法第
三条第二
項に規定
する水道
事業及び
同条第四
項に規定
する水道
用水供給
事業

<p>(二) 水道法第五 条の三第一 項に規定 する水道 基盤盤 強化計画 において 定められ た同条第 二項第七 号</p>	<p>(一) 水源開 発施設 (水道の 水源の 開発の 用に供 するダ ム、堰、 水路及び 海水淡水 化施設並 びにこれ らの施設 と密接な 関連を有 する施設 をいう。 以下同じ。)であつ て、用水 単価及び 資本単価 (水道法 施行令 (昭和三十 二年政令 第三百三 十六号)別 表に規定 する用水 単価及び 資本単価 をいう。以下 同じ。) が国土交 通大臣が 定める額 以上の水 道用水 供給事業 の用に供 するもの の新設又 は増設</p>	<p>十分の七・五 (基幹的な 水道施設 として内 閣総理大 臣が国土 交通大臣 と協議し て定める 施設に</p>	<p>十分の八・五 (水路(これ と密接な 関連を有 する施設 を含む。) のうち(二) に規定す る水道用 水供給事 業の用に 供する水 道施設と して用い られるも のにあつ ては、当 該水道施 設の新設 又は増設 に要する 経費につ いての国 庫の補助 の割合等 を参酌し て内閣総 理大臣が 国土交通 大臣と協 議して定 める割合)</p>
---	--	--	---

十

水道

水道法第
三条第二
項に規定
する水道
事業及び
同条第四
項に規定
する水道
用水供給
事業

<p>(二) 水道法第五 条の三第一 項に規定 する水道 基盤盤 強化計画 において 定められ た同条第 二項第七 号</p>	<p>(一) 水源開 発施設 (水道の 水源の 開発の 用に供 するダ ム、堰、 水路及び 海水淡水 化施設並 びにこれ らの施設 と密接な 関連を有 する施設 をいう。 以下同じ。)であつ て、用水 単価及び 資本単価 (水道法 施行令 (昭和三十 二年政令 第三百三 十六号)別 表に規定 する用水 単価及び 資本単価 をいう。以下 同じ。) が厚生労 働大臣が 定める額 以上の水 道用水 供給事業 の用に供 するもの の新設又 は増設</p>	<p>十分の七・五 (基幹的な 水道施設 として内 閣総理大 臣が厚生 労働大臣 と協議し て定める 施設に</p>	<p>十分の八・五 (水路(これ と密接な 関連を有 する施設 を含む。) のうち(二) に規定す る水道用 水供給事 業の用に 供する水 道施設と して用い られるも のにあつ ては、当 該水道施 設の新設 又は増設 に要する 経費につ いての国 庫の補助 の割合等 を参酌し て内閣総 理大臣が 厚生労働 大臣と協 議して定 める割合)</p>
---	--	--	---

(略)	
(略)	
(略)	に掲げる事項に係る水道施設（水源開発施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が国士交通大臣が定める額以上の水道用水供給事業の用に供するもの新設又は増設
(略)	あつては、十分の九

(略)	
(略)	
(略)	に掲げる事項に係る水道施設（水源開発施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道用水供給事業の用に供するもの新設又は増設
(略)	あつては、十分の九

改正案	現行
<p>（水道法施行令の特例） 第二条（略）</p> <p>2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日前に別表第一号に規定する特定水源水道事業又は同表第二号に規定する水道用水供給事業に關し水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法（昭和三十三年法律第七十七号）の規定により国土交通大臣がした認可等の処分その他の行為は、当該公告の日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により当該特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為とみなす。</p> <p>3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る法第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は法第五条第二項第三号の計画期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）前に第一項の規定により読み替えて適用する水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為（水道法施行令第十四条第一項に規定する水道事業又は同条第二項に規定する水道用水供給事業に關して都道府県知事がした行為を除き、前項の規定により当該特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。）は、当該変更公告等の日以後において、水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により国土交通大臣がした認可等の処分その</p>	<p>（水道法施行令の特例） 第二条（略）</p> <p>2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日前に別表第一号に規定する特定水源水道事業又は同表第二号に規定する水道用水供給事業に關し水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法（昭和三十三年法律第七十七号）の規定により厚生労働大臣がした認可等の処分その他の行為は、当該公告の日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により当該特定広域団体の知事及した認可等の処分その他の行為とみなす。</p> <p>3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る法第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は法第五条第二項第三号の計画期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）前に第一項の規定により読み替えて適用する水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為（水道法施行令第十四条第一項に規定する水道事業又は同条第二項に規定する水道用水供給事業に關して都道府県知事がした行為を除き、前項の規定により当該特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。）は、当該変更公告等の日以後において、水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により厚生労働大臣がした認可等の処分その</p>

他の行為とみなす。

他の行為とみなす。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（削る）</p> <p>（政令で定める医療機関及びその施設）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第四十六条第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>第二条～第十四条 （略）</p>	<p>（政令で定める水道事業に類する事業）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業とする。</p> <p>（政令で定める医療機関及びその施設）</p> <p>第二条 法第四十六条第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>第三条～第十五条 （略）</p>

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十四号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（水道事業に類する事業）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業とする。</p> <p>（補助の対象となる都市施設）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項第五号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第三十条各号に掲げる施設（国土交通大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に掲げる公園若しくは緑地に設けられ、又は都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内の同法第十一条第一項第二号に掲げる施設に設けられたものうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第一条第十二号に定めるものに該当するものを除く。）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（補助の対象となる都市施設）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第五号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第三十条各号に掲げる施設（国土交通大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に掲げる公園若しくは緑地に設けられ、又は都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内の同法第十一条第一項第二号に掲げる施設に設けられたものうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第一条第十一号に定めるものに該当するものを除く。）</p> <p>五 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 健康・生活衛生局 (第四十条―第四十八条の二)</p> <p>第四目・第十三目 (略)</p> <p>第三節・第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(健康・生活衛生局の所掌事務)</p> <p>第五条 健康・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十二〜二十四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十五・二十六 (略)</p> <p>二十七 第七号及び第二十三号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。</p> <p>2 感染症対策部は、前項第四号から第七号まで及び第二十四号（</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 健康・生活衛生局 (第四十条―第四十八条の四)</p> <p>第四目・第十三目 (略)</p> <p>第三節・第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(健康・生活衛生局の所掌事務)</p> <p>第五条 健康・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十一 (略)</p> <p>二十二 水道に関すること。</p> <p>二十三〜二十五 (略)</p> <p>二十六 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限る。）。</p> <p>二十七・二十八 (略)</p> <p>二十九 第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。</p> <p>2 感染症対策部は、前項第四号から第七号まで及び第二十五号（</p>

販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関することに限る。)に掲げる事務をつかさどる。

(健康・生活衛生局に置く課)

第四十条 健康・生活衛生局に、感染症対策部に置くもののほか、次の六課を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

難病対策課

生活衛生課

(削る)

(削る)

食品監視安全課

2 (略)

(生活衛生課の所掌事務)

第四十五条 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(感染症対策部及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関することに限る。)に掲げる事務をつかさどる。

(健康・生活衛生局に置く課)

第四十条 健康・生活衛生局に、感染症対策部に置くもののほか、次の八課を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

難病対策課

生活衛生課

水道課

食品基準審査課

食品監視安全課

2 (略)

(生活衛生課の所掌事務)

第四十五条 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(感染症対策部並びに水道課及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)

(水道課の所掌事務)

第四十六条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道に関すること。

二 井戸水その他水の衛生に関すること。

(食品基準審査課の所掌事務)

第四十七条 食品基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(食品監視安全課の所掌事務)

第四十六条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 食品衛生法第五十一条第一項及び第五十二条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に關すること。
- 三 五 (略)
- 六 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に關すること。
- 七 (略)
- 八 食品及び添加物の衛生に關する輸出検査に關すること。
- 九 健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に關すること。
- 十・十一 (略)

一 食品等及び洗淨剤の衛生に關する規格又は基準に關すること
(食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)

二 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に關する規格又は基準に關すること。

三 食品衛生法第八条第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に關すること。

四 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に關すること(公衆衛生の向上及び増進に關することに限り、食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)

五 食品及び添加物の衛生に關する輸出検査の基準に關すること。

六 健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に關すること。

(食品監視安全課の所掌事務)

第四十八条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 食品衛生法第五十一条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に關する基準に關すること。
- 三 五 (略)
- 六 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に關すること(食品基準審査課の所掌に属するものを除く。)
- 七 (略)
- 八 食品及び添加物の衛生に關する輸出検査に關すること(食品基準審査課の所掌に属するものを除く。)(新設)
- 九・十 (略)

第四十七条と第四十八条の二
(略)

第四十八条の二と第四十八条の四
(略)

改正案	現行
<p>3 砂防部は、第一項第三号（低潮線保全区域における低潮線の保</p> <p>2 2 （削る） （略）</p> <p>15 十五・十六（略）</p> <p>17 十七 地方公共団体等からの委託に基づき、第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。</p> <p>14 十四 国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。第百条第一号において同じ。）に関する災害復旧事業の指導（道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。</p> <p>9 九・十三（略）</p> <p>8 八 水道に関することその他の他人の飲用に供する水の利用に関すること。</p> <p>8 第八条 水管理・国土保全局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜七（略）</p> <p>2 第二条（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等） （略）</p> <p>2 2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。</p>	<p>4 砂防部は、第一項第三号（低潮線保全区域における低潮線の保</p> <p>3 3 2 （略）</p> <p>14 十四 国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。第九十七条第一号において同じ。）に関する災害復旧事業の指導（道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。</p> <p>14 十四・十五（略）</p> <p>16 十六 地方公共団体等からの委託に基づき、第三号、第四号、第七号及び第九号から第十一号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。</p> <p>3 3 2 （略）</p> <p>3 3 下水道部は、第一項第八号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に限ることに限る。）及び同項第十二号に掲げる事務（雨水出水浸水想定区域に関することに限る。）をつかさどる。</p> <p>4 砂防部は、第一項第三号（低潮線保全区域における低潮線の保</p> <p>8 八 水道に関することその他の他人の飲用に供する水の利用に関すること。 （新設）</p> <p>8 第八条 水管理・国土保全局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜七（略）</p> <p>2 第二条（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等） （略）</p> <p>2 2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。</p>

全に関する事務のうち技術に関することに係るものに限る。）、第十号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）、第十一号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に係るものを除く。）、第十二号（国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）及び第十七号（同項第十号から第十二号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、上下水道審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通政策審議官一人、土地政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、上下水道審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官五人を置く。

2 8 (略)
9 上下水道審議官は、命を受けて、水道及び下水道に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
10 14 (略)

全に関する事務のうち技術に関することに係るものに限る。）、第九号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）、第十号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に係るものを除く。）、第十一号（国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）及び第十六号（同項第九号から第十一号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通政策審議官一人、土地政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官五人を置く。

2 8 (新設) (略)
9 13 (略)

(水管理・国土保全局に置く課)

第九十一条 水管理・国土保全局に、水資源部及び砂防部に置くもののほか、次の九課を置く。

総務課

水政課

河川計画課

河川環境課

治水課

上下水道企画課

水道事業課

下水道事業課

防災課

2 (略)

(削る)

3| (略)

(水政課の所掌事務)

第九十三条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の作成に関する事(上下水道企画課の所掌に属するものを除く。)

二 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除く。)(以下この目において「河川等」という。)並びに海岸(港湾に係る海岸を除く。第十号、次条及び第百条第二号において同じ。)の行政監督に関する事。

三 十二 (略)

(河川環境課の所掌事務)

第九十五条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(水管理・国土保全局に置く課)

第九十一条 水管理・国土保全局に、水資源部、下水道部及び砂防部に置くもののほか、次の六課を置く。

総務課

水政課

河川計画課

河川環境課

治水課

防災課

2 (略)

3| 下水道部に、次の二課及び流域管理官一人を置く。

下水道企画課

下水道事業課

4| (略)

(水政課の所掌事務)

第九十三条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の作成に関する事(下水道部の所掌に属するものを除く。)

二 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除く。)(以下この目において「河川等」という。)並びに海岸(港湾に係る海岸を除く。以下この条、次条及び第九十七条において同じ。)の行政監督に関する事。

三 十二 (略)

(河川環境課の所掌事務)

第九十五条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策の企画及び立案に関すること（上下水道企画課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水管理・国土保全局の所掌事務に関する事業に係る環境影響評価に関すること（水道事業課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

三〇五（略）

- 六 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第七条第一項に規定する河川管理者事業計画に関すること。

七〇八（略）

- 九 水防に関すること（水政課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

十（略）

（上下水道企画課の所掌事務）

第九十七条 上下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道及び下水道に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 日本下水道事業団の行う業務に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、下水道に関すること（下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

（水道事業課の所掌事務）

第九十八条 水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道事業及び水道用水供給事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導）に関すること。
- 二 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること（河川環境課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 前二号に掲げるもののほか、水道に関することその他の他人の飲

- 一 水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策の企画及び立案に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

- 二 水管理・国土保全局の所掌事務に関する事業に係る環境影響評価に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

三〇五（略）

- 六 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の施行に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

七〇八（略）

- 九 水防に関すること（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）。

十（略）

（新設）

（新設）

用に供する水の利用に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

（下水道事業課の所掌事務）

第九十九条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水道事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導）に関すること。
- 二 土地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事業の指導に関すること。
- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。
- 四 下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する施策の企画及び立案に関すること。
- 五 下水道に関する技術に関する研究及び開発に関すること。
- 六 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（下水道に係る部分に限る。）の策定に関すること。
- 七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関すること。
- 八 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関すること。

（防災課の所掌事務）

第一百条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する災害復旧事業の指導（水道、下水道、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。

二、四（略）

（新設）

（防災課の所掌事務）

第九十七条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する災害復旧事業の指導（下水道、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。

二、四（略）

(削る)

(削る)

(削る)

(下水道企画課の所掌事務)

第百条 下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 下水道部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 下水道部の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。
- 三 下水道に関する中長期的な計画の企画及び立案に関すること。
- 四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関することと（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 日本下水道事業団の行う業務に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、下水道部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(下水道事業課の所掌事務)

第百一条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水道事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導）に関すること。
- 二 土地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事業の指導に関すること。

(流域管理官の職務)

第百二条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 流域別下水道整備総合計画に関すること。
- 二 下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する施策の企画及び立案に関すること。
- 三 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による基本方針（下水道に係る部分に限る。）の策定に関すること。

(保全課の所掌事務)

第四百四条 保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第八条第一項第十号から第十二号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(地政課の所掌事務)

第四百八十五条 地政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るものに関する事

イ (略)

ロ 都市の整備 (都市公園の整備を含む。)

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(水政課の所掌事務)

第四百八十六条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るものに関する事

イ・ロ (略)

ハ 生活環境施設 (都市公園を除く。) の整備

二・三 (略)

附 則

(水管理・国土保全局下水道事業課の所掌事務の特例)

四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)

の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関する事

五 雨水出水浸水想定区域に関する事

(保全課の所掌事務)

第四百四条 保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第八条第一項第九号から第十一号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(地政課の所掌事務)

第四百八十五条 地政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るものに関する事

イ (略)

ロ 都市の整備 (都市公園及び下水道の整備を含む。)

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(水政課の所掌事務)

第四百八十六条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るものに関する事

イ・ロ (略)

ハ 生活環境施設 (都市公園及び下水道を除く。) の整備

二・三 (略)

附 則

(水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

第十四条の二 水管理・国土保全局下水道事業課は、第九十九条各号に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十七条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

第十四条の二 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第一百一条各号に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十七条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

改 正 案	現 行
<p>（水・大気環境局の所掌事務）</p> <p>第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に 関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並 びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対す るものを除く。）の実施に関すること。</p> <p>十三〇十六（略）</p> <p>（環境管理課の所掌事務）</p> <p>第三十二条 環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に 関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並 びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対す るものを除く。）の実施に関すること。</p> <p>七〇十（略）</p> <p>（海洋環境課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 海洋環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、<u>第五条第十六号に掲げる事務の</u> うち環境の構成要素としての海洋及び湖沼（これらの水底の底 質を含む。）に係るもの</p>	<p>（水・大気環境局の所掌事務）</p> <p>第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二〇十五（略）</p> <p>（環境管理課の所掌事務）</p> <p>第三十二条 環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六〇九（略）</p> <p>（海洋環境課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 海洋環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、<u>第十五号に掲げる事務の</u> うち環境の構成要素としての海洋及び湖沼（これらの水底の底 質を含む。）に係るもの</p>

改正案	現行				
<p style="text-align: center;">薬事審議会令</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第一条 薬事審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百二号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p>	<p style="text-align: center;">薬事・食品衛生審議会令</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百二号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1182 395 2033"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事分</td> <td>一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	薬事分	一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百
名称	所掌事務				
薬事分	一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百				

科会	<p>三号)、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百十二号)及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
食品衛生分科会	<p>食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。	
3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。	
4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。	
5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。	
6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。	

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3～5 (略)

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 (略)

(議事)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 (略)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省医薬局総務課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第十一条 (略)

(部会)

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。

3～5 (略)

6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第八条 (略)

(議事)

第九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 (略)

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省医薬局総務課において総括し、及び処理する。ただし、食品衛生分科会に係るものについては、厚生労働省健康・生活衛生局総務課において処理する。

(雑則)

第十二条 (略)

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（評価に関する庶務） 第三条 評価に関する庶務は、国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課において処理する。</p>
<p>現 行</p>	<p>（評価に関する庶務） 第三条 評価に関する庶務は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課において処理する。</p>

○ 国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条第五号の政令で定める建設工事は、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第八条第一項第三号、第四号、第七号、第十号から第十二号まで及び第十七号並びに第九条第一号及び第十四号に掲げる事務に関する建設工事とする。</p>	<p>国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条第五号の政令で定める建設工事は、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第八条第一項第三号、第四号、第七号、第九号から第十一号まで及び第十六号並びに第九条第一号及び第十四号に掲げる事務に関する建設工事とする。</p>